

告 示 第 1 4 6 号

令和 7 年 2 月 1 4 日

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

かごしま文化情報センター運営等業務委託契約に係る企画提案競技参加者の資格について（告示）

かごしま文化情報センター運営等業務委託契約に係る企画提案競技に参加する者に必要な資格を次のとおり定めたので告示します。

なお、この契約に係る企画提案競技に参加しようとする者は、下記要領によりかごしま文化情報センター運営等業務委託契約に係る企画提案競技参加申出書に必要書類を添えて提出してください。

記

1 業務の概要

本市が実施する文化芸術事業に関する情報のほか、市内外の文化芸術情報を効果的に発信する拠点として「かごしま文化情報センター（K C I C : Kagoshima Cultural Information Center）」の運営を行うとともに、文化芸術に関する講座やワークショップを開催する。

2 資格要件

この企画提案競技に参加できる者は、単体事業者が参加する場合にあっては、次に掲げる(1)から(10)までの要件を満たしていることとし、複数事業者が共同で参加する場合（以下「共同企業体」という。）にあっては、全ての構成員が次に掲げる(1)及び(3)から(9)までの要件を満たし、かつ、構成員のいずれかが(2)及び(10)の要件を満たしていることとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 鹿児島市内に主たる事務所又は営業所を有していること。
- (3) この告示の日以後において、鹿児島市業務委託等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成 1 1 年 4 月 1 6 日制定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成 2 6 年 3 月 2 7 日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

- (5) 企画提案競技に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しないこと。
- (7) 納期の到来している市区町村税（特例猶予の適用を受けているものを除く。）を完納していること。ただし、鹿児島市内に営業所等がないため鹿児島市に納税義務がない場合は、本社所在地において市区町村税を完納していること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (9) 共同企業体にあつては、その構成員が1事業者又は他の共同企業体の構成員として当企画提案競技に参加しない者であること。
- (10) 令和2年度以降に、情報発信業務及び講座又はワークショップの開催業務を受注又は主催した実績があること。

3 申込要領

(1) 提出書類

- ア 企画提案競技参加申出書（様式1-1又は様式1-2）
- イ 会社法（平成17年法律第86号）に規定される会社については、商業登記簿謄本（写しでも可）
- ウ イに該当する法人以外の法人については、法人登記簿謄本（写しでも可）。個人の場合は住民票（写しでも可）
- エ 印鑑証明書（原本）
- オ 鹿児島市発行の市税に滞納がないことの証明書（ただし、特例猶予の適用を受けている場合は、特例猶予の適用を証する書類。写しでも可）
ただし、鹿児島市内に営業所がない場合等で、鹿児島市に納税義務がない場合は、本社所在地の発行の「市区町村税」納税証明書とする。
- カ 暴力団排除に関する誓約・同意書（様式6）
- キ 法人の場合は、決算書（財務諸表（貸借対照表・損益計算書））直前1期分。個人の場合は、確定申告書の写し
なお、創業1年未満で決算書等がない場合においては、事業計画書及び資金計画等事業状況がわかる書類
- ク 令和2年度以降に、情報発信業務及び講座又はワークショップの開催業務を受注又は主催した実績があることを証する書類

(2) 受付期間

令和7年2月14日（金）から同月28日（金）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。

）

(3) 提出方法

直接持参又は郵送（受付期間内必着）

(4) 提出書類の受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

(5) 提出場所及び問合せ先

〒892-8677

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市市民局市民文化部文化振興課（みなと大通り別館1階）

電話 099-216-1501

(6) 注意事項

本企画提案競技の参加に際しては、別に定めるかごしま文化情報センター運営等業務委託契約に係る企画提案競技（プロポーザル）実施要領を確認すること。

4 その他

(1) かごしま文化情報センター運営等業務委託契約に係る企画提案競技（プロポーザル）実施要領等については、鹿児島市ホームページにおいて入手することができる。

(2) この企画提案競技は、令和7年第1回鹿児島市議会定例会において、令和7年度鹿児島市一般会計予算議案が可決されなかった場合は、無効となる。